

一般社団法人日本地質学会 関東支部 2022 年度定例総会議案書

第 1 号議案 2021 年度活動報告

(1) 報告

1) 組織

関東支部会員数 (2022 年 4 月 1 日現在) 1368 名 [名誉会員 16, 正会員 1352 (うち院
生割引会員 12, 学部割引会員 0)]

地質学会全体の 2021 年度末会員数 3207 名, 年度末退会・除籍者数 153 名

2) 幹事会 すべてオンラインで月 1 回程度の間隔で開催

4 月 16 日, 5 月 7 日, 6 月 7 日, 7 月 16 日, 8 月 25 日, 9 月 24 日, 10 月 29 日,
11 月 24 日, 12 月 24 日, 1 月 18 日, 2 月 24 日, 3 月 11 日, 4 月 4 日

3) 行事

① 巡検関係

- ・アウトリーチ巡検 2022 年 2 月 20 日 (日), 参加費 3,000 円, 参加 17 名
講師: 杉内由佳氏 (元・埼玉県立川の博物館), 川の防災と川が作った地形を巡る
～首都圏外郭放水路見学と春日部周辺, 中川低地の地形観察～

② フィールドキャンプ

2020 年度に引き続き, 2021 年度は新型コロナウイルス感染拡大により実施せず。
代替行事として, 布良海岸でのフィールド教育巡検を行った。

- ・学生・初級者向け「地質断面図」の書き方講座—布良海岸巡検—

2021 年 5 月 22 日 (土) 館山市布良海岸野外地質調査、

23 日 (日) 地質断面図の作成作業 (TSUBAKI 船橋、多目的スペース)

参加費学生 6,000 円, 一般 10,000 円, 参加者 10 人 (2 日目は 8 人), 「事故災害発
生時の連絡体制・対応」のマニュアル化を進めるため定型のフォーマットを作成し
て実施した。

③ シンポジウムなど

- ・シンポジウム「県の石講演会」2022 年 3 月 5 日 (土) 13:00~16:00, 参加費無料,
参加 79 名, 講師: 平田大二氏 (神奈川県立生命の星・地球博物館長), 門田真人氏
(神奈川県立生命の星・地球博物館外来研究員), 谷健一郎氏 (国立科学博物館地
学研究部)

- ・地質技術伝承会

2021 年 5 月 23 日オンライン開催, 参加費無料, 参加 29 名, 講師: 北川博也氏 (株
式会社ダイヤコンサルタント) 「地質調査、最近の動向」

※地質技術伝承会は、2008 年から延べ 18 名が講師を務めてきたが, シリーズ開催
は終了し, 最新のトピック的な話題をテーマとした講演会を引き続き総会で行う
こととした。

- ④ サイエンスカフェ「おうちで楽しむ陸と海の火山紀行」
2021年3月21日(日) 15:00~16:30, 参加費無料, 参加30名
Zoomによる双方向オンライン, ゲストスピーカー:池上郁彦氏(タスマニア大学)、
ファシリテータ:岡山悠子氏(国立科学博物館 SCA)
- ⑤総会 2021年5月23日(日) 書面会議の報告会をオンラインで行った
- 4) 支部顕彰:支部功労賞1件 神奈川県立生命の星・地球博物館

(2) 総括

新型コロナウイルス感染拡大2年目を迎え、オンラインによる幹事会運営や行事に取り組んだ。オンラインシンポジウムは初の試みであったが、参加者の満足度も高く、幹事会としてもオンライン行事のスキルアップに役立った。2022年度も感染拡大が予断を許さない状況と思われるが、オンラインを積極的に取り組み会員サービスにこたえられるようにしていきたい。

第2号議案 支部規約および細則改正(別紙参照)

関東支部規約, 関東支部細則の一部の改正、取り消し二重線部分は削除、赤字部分が変更加筆部分

日本地質学会関東支部規約:支部総会の表記の統一

関東支部細則:「支部長および幹事の選出」は支部長の選出について記載していないので支部長をカット、第1条5はタイトルの選出に合わせて「決定」を選出に、第1条6は主語がないので選挙管理委員会を加筆、「新幹事」は総会で決まるので当選者に変更、「決定」を選出には前述と同じ、第2条の「総会」では選挙管理委員会の報告になるので、支部会員に変更し、ジオフラッシュ等他の広報手段もあるのでニュース誌は削除した。

第3号議案 決算報告

表1参照

第4号議案 2022年度活動方針

- (1) 組織 2022年度の新幹事会体制で活動する。
幹事会 当面の間Zoomで月1回程度開催
- (2) 2022年東京・早稲田大会に向けての準備
キャッチフレーズ:「都の西北から探してみよう! 新しい地質学」
ハイライト:「関東構造盆地の地下地質」
2022年9月4日(日)~6日(火), 早稲田大学14・15号館
・支部設定シンポジウム, 市民講演会, 家族巡検, 徳永重康展
- (3) 行事(新型コロナウイルス感染拡大の状況により変更あり)
・総会講演会 2022年4月17日, ハイブリッド方式
講師:中澤 努氏(産業技術総合研究所)
「首都圏の浅部地盤の地質層序と地盤震動特性」

- ・フィールドキャンプ代替行事 2022年6月4日(土)～5日(日)
千葉県館山市布良海岸
 - ・県の石講演会(オンラインを予定)
 - ・サイエンスカフェ(VR関係を予定)
 - ・アウチリーチ巡検(神奈川県西部で計画)
- (2) 学術的成果の社会への還元
(3) 会員サービスの充実
(4) 若手会員の拡大

第5号議案 予算報告

表1参照

表1 決算および予算

【2021年度実績】			【2022年度予算】		
科目	収入	支出	科目	収入	支出
支部管理活動	0	60,310	支部管理活動	0	80,000
地質伝承会	0	11,357	総会講演会	0	40,287
布良巡検	60,000	80,275	布良巡検	57,000	59,500
県の石シンポジウム	0	11,302	県の石シンポジウム A	0	33,411
サイエンスカフェ	0	22,274	県の石シンポジウム B	0	22,274
アウトリーチ巡検	58,500	46,214	サイエンスカフェ	0	33,411
			アウトリーチ巡検	40,000	40,737
合計	118,500	231,732	合計	97,000	309,620
マイナス計上分		113,232	マイナス計上分		212,620

第2号議案 (別紙)

日本地質学会関東支部規約

1988年1月30日・1997年5月26日・2002年5月11日・2004年5月15日・2011年4月24日・2012年4月8日・**2022年4月17日** 一部改正

第1条 一般社団法人日本地質学会(以下地質学会という)の定款第2条第2項に基づき一般社団法人日本地質学会関東支部をおく(以下関東支部という)。

第2条 関東支部の所在地は別途定める。

第3条 関東支部は、一般社団法人日本地質学会(以下地質学会という)運営規則第10条により、当該支部として区分された都道府県に住所登録している、地質学会の正会員をもって組織する。

第4条 関東支部は、定款第3条にあるこの学会の目的に沿って、当該地域を活動の中心として事業を行う。

2. 関東支部は、一般社団法人日本地質学会理事会規則第14条に定める支部長会議ならびに同選挙細則第5条第3項の支部選出理事との間で意思の疎通を図り、学会の目的達成と発展に寄与することとする。

第5条 関東支部には次の役員を置く。

幹事 20名以内

幹事は新支部長1名・幹事長1名を互選する。

2. 役員任期は、以下に定める関東支部総会(以下支部総会という)から翌々年の支部総会までの2年とし、再任は妨げない。

3. 役員選任は関東支部総会において行い、地質学会の理事会に報告する。役員選出方法および役員に欠員が生じた場合については別に定める。

第6条 関東支部の会議は定例支部総会および幹事会とする。

第7条 支部総会は支部長が招集する。

2. 幹事会は支部長が召集する。開催については別に定める。

第8条 関東支部の事業計画および予算ならびに事業報告、決算報告は支部総会において承認し、理事会の承認を得ることとする。

第9条 支部総会は、支部会員現在数の20分の1以上の出席をもって成立する。あらかじめ書面または電磁的方法により意思表示したものは出席者とみなす。

2. 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決定する。

第 10 条 関東支部の会計は地質学会の事業費、寄付金およびその他の収入をもって行う。

第 11 条 関東支部の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日までとする。

第 12 条 関東支部規則は、学会運営規則第 11 条に基づき支部総会において定める。

2. 本規則は支部総会出席者の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。

第 13 条 支部は、支部活動に多大な功労・貢献があったと認められる個人、団体等を、別途定める規則に基づき顕彰することができる。

第 14 条 支部の運営に必要な事項はこの規則に定めるほか、幹事会の議決により別に定める。

附 則 本規約は 2022 年 4 月 18 日より施行する。

日本地質学会関東支部細則

2004 年 5 月 15 日制定, 2005 年 6 月 11 日, 2012 年 4 月 8 日, 2022 年 4 月 17 日一部改正

支部長および幹事の選出

第 1 条 幹事の選出は、つぎの方法による。

1. 幹事会は任期最終年度の 1 月末までに、支部会員の中から選挙管理委員 3 名を選任し、選挙管理委員会を構成する。選挙管理委員会は幹事の選挙に関する事務を行う。
2. 選挙人および被選挙人は支部会員とする。
3. 選挙管理委員会は、本会ニュース誌により、期日および方法を当該年度の 2 月末までに明示して、幹事候補の推薦および立候補を求める。候補者の推薦は、推薦者(支部会員)の名を記して支部会員 1 名を推薦するものとする。
4. 幹事候補者が定数を越えた場合、選挙管理委員会は、本会ニュース誌により幹事候補者名簿、投票期日および投票方法を公示して、支部総会において総会参加者による無記名投票を求める。

5. 選挙管理委員会は得票数順で当選者を決定選出する。選挙管理委員会は、その結果を支部総会に報告し、任務を終える。
6. 幹事候補者が定数を越えなかった場合は、選挙管理委員会は、候補者名簿等の公示および投票を省略して全候補者を新幹事として決定できる当選者として選出できる。

第2条 支部長は、これらの結果を支部会員総会に報告すると共に、本会ニュース誌により報告する。

附 則 本細則は、2022年4月18日より施行する。